

公募型プロポーザル方式事業の実施について

明石市政策局市民相談室の事業について公募型プロポーザル方式事業(以下「プロポーザル方式」という。)を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象事業

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 事業名 | 「あかし市民便利帳」協働発行事業 |
| (2) 事業場所 | 明石市内 |
| (3) 業務概要 | 「あかし市民便利帳」制作・配布 |
| (4) 事業期限 | 契約締結日の翌日から2023年3月31日まで |
| (5) 見積限度額 | — |
- ※制作・配布に係る費用は事業者が負担し、事業者は市民便利帳に掲載する広告収入を制作・配布に係る費用に充当する。

2 プロポーザル方式参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)のサービス業務の部門に登録されていること。
- (2) 以下に掲げる①から④までのいずれかに該当すること。
 - ① 明石市内の本店で登録をしている者(市内業者)
 - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者(準市内業者)
 - ③ 兵庫県内または、大阪府内の本店で登録をしている者
 - ④ 兵庫県内または、大阪府内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者
- (3) 平成24年4月1日から令和4年5月31日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注に係る公共団体等が提供する情報をもとに事業者が情報誌の企画・作成・納入等を行い、情報誌に掲載する広告主を募集することにより事業者が費用の一切を負担する官民協働事業を元請として完了した実績を有すること。
- (4) 適正な事業責任者として配置できること。(資格、専任性は求めません。)
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則(平成5年規則第10号)第3条の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの

限りではない。

(8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(9) 公告日において納期限が到来している明石市税(※)を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。

(10) 公告日において納期限が到来している国税(法人税(個人にあっては所得税))並びに消費税及び地方消費税(※)を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。

(11) 仕様書等の内容を熟知し、事業内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

2022年6月14日(火)からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、政策局市民相談室にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5050)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

4 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX(078-918-5102)により政策局市民相談室へ仕様書等に関する質問書(指定様式)を提出してください。

2022年6月14日(火)から2022年6月21日(火)午後1時まで

(2) 質問に対する回答

2022年6月23日(木)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 プロポーザル方式参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル方式事業参加申請書(1部/様式4)

① 日付(郵便局窓口持参日を記載)

② 応募者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名(名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名・押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。)

③ 押印(業者登録で届出済みの使用印を使用)

④ 業者コード(2部門以上に業者登録している場合は物品・サービス部門のコードを記載)

⑤ 電話番号等の事業責任者の連絡先

イ 企画提案書(10部/「企画提案書作成要領」参照)

ウ 公共性(施策反映)評価提出書(6部/「公共性(施策反映)評価について」参照)

エ 国税の滞納がないことを証する納税証明書(税額の証明ではありません。)

※ 発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

- ・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

※納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）を提出すること。

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2022年6月23日（木）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2022年7月5日（火）午後5時（必着）です。

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所政策局市民相談室 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式事業参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-918-5102）により明石市役所政策局市民相談室へ送信してください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

(1) 日時 2022年7月13日（水）に行います。

※参加申請書等の受付終了後に参加者に個別に日時を連絡します。

(2) 場所 明石市役所本庁舎 8階 804会議室

7 契約の締結について

(1) 事業受託予定者

あかし市民便利帳協働事業者選定要領の選定委員会において選定された事業予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。

(2) その他

事業予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな事業予定者とします。

8 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

9 プロポーザル方式に関する条件

(1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。

(2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。

(3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。

(4) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

10 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (10) 公募型プロポーザル方式事業参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの

11 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

12 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 配置予定事業責任者は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (7) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますのでご注意ください。